

人 1 第 2 6 1 号
1 4 . 1 . 1 7
一部改正 防人計第 2 5 4 号
1 9 . 1 . 9
防人計第 1 5 2 8 2 号
2 7 . 1 0 . 1
防人計第 1 8 8 5 3 号
2 8 . 1 1 . 8

防衛大学校長
防衛医科大学校長 殿
各 幕 僚 長

人事教育局長

医官等の兼業の承認に係る審査基準の細目等について（通知）

医官及び歯科医官（以下「医官等」という。）の兼業については、従来から兼業・兼職制度の趣旨の徹底に努めてきたにもかかわらず、先般、62名の医官等が無承認の兼業を行っていたという事実が判明し、私企業への関与制限等違反として36名の医官等に対する懲戒処分が実施されたところであり誠に遺憾である。

これを受けて、医官等に対して兼業・兼職制度の趣旨の一層の徹底を図るため、隊員の兼業及び兼職の承認の基準について（防人3第3826号。41.10.1。以下「通達」という。）の運用に関し、医官等の兼業の承認に係る審査基準の細目が別紙のとおり定められたので通知する。

また、貴職管下の医官等に対して、隊員の兼業・兼職に関し下記の事項について周知し、医官等の兼業承認手続に遺漏のないよう措置するとともに、医官等が、報酬を受けずに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第63条に規定する職又は地位に就き、あるいは事業を行う場合においても、職務の遂行に支障が生じたり、隊員としての信用を失墜させることのないよう指導を徹底されたく、併せて通知する。

なお、兼業の承認の基準の運用に係る統一性を確保するため、医官等から兼業の承認申請があった場合には、当分の間、速やかに人事教育局人事第1課長あて通知されたい。

記

- 1 隊員の兼業は、自衛隊法第62条第1項及び第2項、第63条、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第61条第1項、第63条並びに隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号。以下「訓令」という。）第14条の規定により防衛大臣又はその委任を受けた者（以下「承認権者」という。）の承認を得て行うもののほか、禁止されていること。
- 2 兼業の承認を受けようとする場合には、訓令第15条第1項の規定により、兼業・兼職承認申請書を承認権者に提出しなければならないこと。
- 3 兼業の承認又は不承認に係る審査の基準は、自衛隊法施行規則第61条第1項、通達及び別紙の審査基準の細目の規定によること。

添付書類：別紙

医官等の兼業の承認に係る審査基準の細目

- 1 医官の兼業について、医療機関等（医育機関を除く。）を兼業先とするものについては、次に掲げるものを除いて、原則として承認しないものとする。ただし、当該医官が特殊又は高度な知識又は技能を有していることにより当該医官以外の医師では代替し難い場合等、特殊な事情が認められる場合については例外的に承認することができる。
 - (1) 公的医療機関及び公的研究機関
 - (2) 日本専門医機構が専門研修施設として認定した医療機関
 - (3) 救急病院及び救急診療所
 - (4) 離島、へき地に所在していること等により当該医官以外の医師を確保することが困難な医療機関等

- 2 歯科医官の兼業について、公的医療機関及び公的研究機関以外の医療機関等（医育機関を除く。）を兼業先とするものについては、原則として承認しないものとする。

ただし、当該歯科医官が特殊又は高度な知識又は技能を有していることにより当該歯科医官以外の歯科医師では代替し難い場合や、兼業先が離島、へき地に所在していること等により当該歯科医官以外の歯科医師を確保することが極めて困難である場合等、特殊な事情が認められる場合については例外的に承認することができる。

- 3 兼業のため自己の勤務時間を割くこととなる場合については、原則として承認しないものとする。また、やむを得ず、当該医官等の兼業先における勤務時間が防衛省における勤務時間と重なる場合については、年次休暇の取得等の措置を講じることを条件として承認することができる。

- 4 兼業の頻度、兼業先における勤務時間等については、個々の案件ごとに職務遂行上の支障の有無等の観点から審査するが、例えば、当該医官等の兼業先における勤務時間が長時間にわたる等、兼業が心身の著しい疲労を招くおそれがあると認められる場合等については、原則として承認しないものとする。

- 5 兼業によって得られる報酬については、過去の承認例等を踏まえて審査するが、社会通念上妥当な額を著しく上回る報酬である場合等については、承認しないものとする。